

保護者 様

池田市教育委員会

【池田市立学校】就学援助制度のお知らせ

本市教育委員会では、経済的に困窮しており学用品費や校外活動費などの支払いが困難なご家庭に対し、一定の基準により「就学援助費」を支給しています。受給を希望される方は、下記事項にご留意のうえ申請されますよう、ご案内いたします。

記

1. 対象者

お子様が池田市立小・中・義務教育学校に在籍している方（または入学予定の方）のうち、次のいずれかに該当する方

①別表第1の申請理由に該当する

②生活保護法の適用を受けている（生活保護費として支給されている費目以外のみ）

※②の方は申請不要です。

2. 申請方法

右のQRコードまたはURLから「就学援助費受給申請フォーム」にアクセスし、必要事項を入力

※申請理由により、資料の添付（スキャンデータまたは写真）が必要となる場合があります。（【別表第1】のとおり）

※事情により電子申請ができない場合は、学務課（市役所5階）にご相談ください。



<https://logoform.jp/f/KEVs3>

3. 援助対象費目

【別表第3】のとおり

※生活保護法による教育扶助や他市の就学援助費を受給した月は支給しません。

4. 申請期間

●年度当初（申請理由1～7）：1月1日～5月31日（⇒4月1日付け認定）

●年度当初（申請理由8）：4月1日～5月31日（⇒同上）

●途中申請（申請理由1～8）：6月1日以降随時（⇒申請月1日または転入日付け認定）

※年度ごとに申請が必要です。自動継続ではありませんのでご注意ください。

※申請理由1～7に限り、入学予定者は2月21日までに申請することで、3月中に新入学学用品費の支給を受けられます。

5. その他（申請理由8について）

●申請年度の前年に収入がなかった場合は、申請前に必ず市・府民税の申告を完了させてください。

●年度当初の申請の場合、認定・不認定の決定通知の送付は7月中旬頃となります。

●基準は世帯構成等により変動します。（目安については【別表第2】参照）

以上

【別表1】申請理由一覧（1～7は申請年度または前年度に該当する場合）

申請理由	必要な資料	資料の発行先
1 生活保護が停止・廃止された	生活保護停止・廃止決定通知書（ <u>入学予定者のみ必要</u> ）	生活福祉課
2 市町村民税均等割が非課税である	住民税証明書（以下の時点で池田市に住民票がなかった方のみ必要） ・6/1～12/31の申請：申請年の1/1時点 ・1/1～5/31の申請：申請前年の1/1時点	転入前の市役所等
3 市町村民税が減免された	市民税・府民税・森林環境税の決定（変更）通知書	課税課
4 個人の事業税が減免された	個人事業税減額決定通知書	府税事務所
5 国民年金の掛金が免除された	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書	年金事務所
6 国民健康保険料が減免されたまたは徴収が猶予された	国民健康保険料納付額通知書	国保・年金課
7 児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書の有効期限及び市長印のあるページ	こども政策課
8 申請年度の前年の世帯合計所得金額が生活保護基準の1.3倍以下である	【4/1～5/31の申請】次のいずれか（ <u>申請年の1/1時点で池田市に住民票がなかった方のみ必要</u> ） ①申請前年分給与所得の源泉徴収票 ②申請前年分の所得税の確定申告書（控）第一表及び第二表	①勤務先等 ②税務署へ提出したもの
	【6/1～3/31の申請】住民税証明書（以下の時点で池田市に住民票がなかった方のみ必要） ・6/1～12/31の申請：申請年の1/1時点 ・1/1～3/31の申請：申請前年の1/1時点	転入前の市役所等

※申請理由2, 3, 5, 6の資料は保護者全員分、申請理由8の資料は同一世帯のうち収入がある方（被扶養者除く）全員分必要です。

【別表2】申請理由8の基準額の目安

世帯人数	家族構成の例		基準額（所得）の目安
2人	父または母、小学生	持家	約220万円
		賃貸	約280万円
3人	父、母、小学生	持家	約300万円
		賃貸	約380万円
4人	父、母、中学生、小学生	持家	約390万円
		賃貸	約470万円
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	持家	約440万円
		賃貸	約520万円
6人	父、母、高校生、中学生、小学生、未就学児	持家	約520万円
		賃貸	約600万円
7人	祖父、祖母、父、母、中学生、小学生、未就学児	持家	約580万円
		賃貸	約680万円

※祖父母は70歳、父母は40歳、未就学児は5歳と仮定して計算しています。

【別表3】援助対象費目

援助対象 費目	支給金額		支給方法等
	【小／義務教育学校前期課程】	【中／義務教育学校後期課程】	
学用品費 等	1年：13,230円（1,102円／月） 他学年：15,500円（1,291円／月） ※途中認定・廃止は月割り	1／7年：25,040円（2,086円／月） 他学年：27,310円（2,275円／月） ※途中認定・廃止は月割り	学校長口座へ振込
新入学 用品費	1年のみ 64,300円 ※4/1認定者のみ	1年のみ 81,000円 ※4/1認定者のみ	保護者口座へ振込
修学旅行 費	実費額（修学旅行に参加するために直接必要な経費） ※小・中それぞれ1回まで		学校長口座へ振込 （学校長からの報告・請求に基づく）
宿泊を伴 う校外活 動費	実費額（臨海学舎、自然学舎等の宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な経費）		
学校給食 費	実費額		学校長口座へ振込
医療費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病（トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病）の治療に要した経費 ※アレルギー性疾患及びアタマジラミに由来する疾患を除く		医療機関口座へ振込 （医療機関からの請求に基づく）

※支給金額は予算審議等により変更となる場合があります。

※学用品費等には、宿泊を伴わない校外活動費及び通学用品費（小中学校1年及び義務教育学校1・7年を除く）が含まれます。

※医療費は、就学援助を申請した日（翌年度分の申請を前年度中に行う場合は、4月1日）以降に、学校で発行される「医療券」を医療機関へ持参していただくことで援助を受けることができます。ただし、支給以降に不認定の決定を受けた場合は、当該医療費を直ちに返還していただきます。